

# 南丹市地域自立支援協議会

## 議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局  
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和4年度第3回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和5年2月3日（金）
2. 開催年月日 令和5年3月22日（水）午後2時～3時30分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室

4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

- (1) 委員の総数 18名
- (2) 出席者数 14名
- (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長	○	
副会長	中井 和夫	南丹市身体障害者福祉会副会長	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部専任講師	×	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	○	
委員	高向 一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	中村 拳	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 放課後等デイサービス ひまわりくらぶ 児童発達支援管理責任者	×	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	勝山 貴至	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	荒樋 修生	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	後藤 昌則	京都府立丹波支援学校長	×	
委員	山内 晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	保城 幹雄	京都府南丹保健所福祉所長	○	
委員	高橋 正明	花ノ木医療福祉センター 地域支援課相談係相談支援専門員	○	
委員	青山 直子	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		14名	

5. 傍聴者数 0名

## 6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	<p>定刻となりましたので、ただ今より、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、岩内会長よりごあいさつをいただきます。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、協議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスに関して、マスク着用のルールが緩和され、個人判断が基本となっています。自身の法人では、着用の方針として、職務・訪問時はマスク着用を基本としており、また、業務外においても現状を鑑みた真摯な対応を職員にお願いしているところです。業務外でのマスク着用については、個人の判断に任せたい思いもある中、任せきれない現状もあり、難しいところです。街中でも、マスクをしていない方のほうが少ない状況の中、今後少しずつでもマスク着用が不要な世の中になって、皆さんの満面の笑みが見えるようになるよう願って、過ごしていきたいと思ひます。</p> <p>本日の会議では、アンケート調査の結果についてご協議を賜ればと思ひます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>本日の協議会については、佛教大学社会福祉学部専任講師の孔委員、京都府立丹波支援学校長の後藤委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、会議の成立についてご報告申し上げます。委員数 18 名のうち本会議の出席委員数は 14 名です。よって、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の協議会より、委嘱しております委員の方に変更がございましたのでご報告させていただきます。まず、南丹市民生児童委員協議会監事といたしまして、小畑正彦様。令和 4 年 12 月 1 日に行われました民生児童委員の一斉改選により変更となっております。もう 1 名が、南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会美山支部長の木戸吉行様。前委員の坂井隆雄委員がお亡くなりになられたことによる変更となっております。新しい委員の方におかれましても、大変お世話になりますがよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、前回と同様に、今回の計画策定業務を委託しております、株式会社ぎょうせいの吉川研究員にもご出席いただいております。</p> <p>次に、本日の配布資料についてご確認をお願いします。まず、次第と委員名簿です。次に、資料①-1「南丹市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の</p>

	<p>概要と策定についての資料、次に資料①-2 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査報告書、最後に資料①-3「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定に係る関係団体等アンケート調査のまとめとなっております。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次第に基づき議題について進めていきます。協議事項(1)南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係るアンケート調査の分析結果及び令和5年度のスケジュールについて、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>計画策定に係るアンケート調査の分析結果報告と今後のスケジュールなどについてご報告させていただきます。お手元の資料①-1をご覧ください。</p> <p>資料の1ページ目は、委員の皆様以前からお示ししている内容になりますので改めての説明は割愛します。2ページ目の計画期間をご覧ください。現在の障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は令和5年度末で満了となります。今回策定する南丹市障害者計画については令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として予定しております。</p> <p>3ページ目をご覧ください。障がい者に関する法律や制度の動向として、上段では障がい者を取り巻く制度的状況変化、中段では前回の計画策定時の基本指針の見直しのポイント、下段ではこれも前回の成果目標に関する事項を挙げています。本来なら、委員の皆様以前に今回策定する計画の方針をお伝えする予定でしたが、国の方針が示されるのが令和5年4月か5月頃になるため、市の方針も現段階では立てることができない状況です。国の方針が示され次第、市においても方針を立て、指針において見直すポイントや成果目標に関する事項も設定してまいります。</p> <p>それに伴いまして、当初の予定より変更しましたスケジュールを4ページで示しております。今後のスケジュールの表の下に、自立支援協議会の開催予定月を記載しております。今年度の開催回数は通年通り3回でしたが、令和5年度については計画策定の年度ということもあり、年4回の開催を予定しております。委員の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>令和5年度は、国の方針をもとに作成しました骨子案を7月の協議会でご報告し、そこで皆様からいただいたご意見も含めて計画の素案を作成します。素案については10月の協議会でご報告し、そこでいただいたご意見を素案に反映させまして、1月に行うパブリックコメント前に予定している12月の協議会で改めて報告させていただく予定です。パブリックコメントが終了しましたら、それらの結果を反映したものを最終報告として、3月の協議会で皆様に報告させていただきます。</p>

く予定です。以上が、計画策定に向けた今後のスケジュールとなります。

それでは、資料①-2をご覧ください。計画策定の基礎調査として、市民向けのアンケートを昨年12月27日から、年明け1月18日を投函締切として実施いたしました。この資料の最後に補足資料として「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査対象者の構成割合」を添付しておりますのでご覧ください。調査対象者の抽出方法としては、地域別、障がい種別、年齢別、性別ごとに構成割合を出し、バランスがとれるように抽出を行いました。資料の1ページに戻っていただきまして、今回は410通の回答があり、回収率41.0%と少し低めではありましたが、白票はなくご回答いただけた状況です。

資料3ページでは、「調査結果の概要と計画策定に向けた課題」としまして、調査結果の概要を掲載しております。12ページをご覧ください。回答者の年齢については、「75歳以上」が43.4%と最も多く、次いで「65歳～74歳」が22.2%となっており、「65歳以上」が全体の65.6%を占めています。下のような表がこれ以降も出てきますが、薄くグレーに色づいている箇所は各項目で一番高い割合を示していますのでご確認ください。

続いて14ページですが、回答者の障がい別や障がい程度は、「身体障害者手帳4級」が24.6%と最も多い回答で、身体1級、3級が続いて多い回答でありました。これらは、先ほどお示ししましたアンケート発送時の障がい種別の抽出割合とほぼ似通った割合となる結果でした。次に17ページで、発達障害について、診断を受けたきっかけとしては、前回の調査では「家族など身近な人が気がついた」が最も多かったのに対し、今回の調査では「乳幼児健診」が29.4%と最も多くなっており、前回調査と比較しても11.2ポイント増加しています。また、診断を受けた後の相談先としては、18ページに移りまして、「病院などの医療機関」が41.2%と前回と同様で最も多い結果となっています。

続いて、現在の生活についてです。25ページをご覧ください。普段だれと一緒に暮らしているかの間に対して、「家族などと暮らしている」方が76.6%と最も多くなっていますが、「ひとりで暮らしている」方も14.9%いる状況です。また、下の表を見ると、65歳以上の方で「ひとりで暮らしている」方は15.2%となっており、障がい種別で見ると、精神障がいの方で「ひとりで暮らしている」が22.0%と特に割合が高くなっています。

続いて、27ページの「あなたはどのようなときに手助けが必要か」では、「現在、必要としていない」が45.9%と最も多くなっていますが、他に「買い物をする」30.0%、「食事の支度や後片付けをする」24.1%も高い割合となっています。また、下の表の障がい種別で見ると、身体障がい者で最も多いのは「現在、必要としていない」、知的障がい者では「お金の管理をする」、精神障がい者では「お金の管理をする」と「薬の管理をする」が多くなっています。28ページをご覧ください。また、経済状況についての間に対しては、「余裕がある」は10.5%であるのに対し、「余裕がない」が36.6%と多くなっており、下の表の障がい種別で見ると、精神障がい者では「余裕がない」が43.9%と他の障がい種と比べ多くな

っています。また、次の 29 ページをご覧くださいと、主な収入源としては「障害者年金」が 24.6%と多く、また「その他」の収入として真ん中に記載がありますように、各種年金や生活保護等が挙げられています。

続きまして、仕事についてや、保育・教育についての設問です。32 ページをご覧ください。日中、常勤で仕事をしている方の勤務形態としては、正社員で働いている方が 46.9%と最も多くなっており、次に多いのは自営業が 38.8%となっています。下の表において障がい種別で見ましても、3 障がいともに正社員が多いのですが、同時に契約社員や自営業も多いことが伺えます。

続いて、33 ページの施設などで作業をしている方への間で、一般就労の希望について伺ったところ、一般就労をしたいと思う方は 63.0%となっており、前回の 33.3%から大きく増加しています。また、下の表の経済状況別から見ても、余裕があるないにかかわらず、一般就労をされたいと思われる方の割合が高いことが伺えます。

35 ページの、障がいのある方が働きやすい環境に必要なことは何か、との間に対しまして、多かった項目を上から挙げますと、「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」、次に「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」、次に「企業における障害者雇用への理解」、そして「通勤手段の確保」、これらが特に高い割合となっています。

37 ページをご覧ください。保育や教育について今後、どのようなことが必要かとの間で、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が 40.0%と最も多くなっており、前回より大きく増加しています。これは、38 ページの上の表の障がい種別で見ても、3 障がいともに最も多い項目となっていることが伺えます。

次に、コロナについての設問に移ります。41 ページの新型コロナウイルスによるサービス利用への影響があったかとの間で、「特に影響はなかった」が 51.0%と最も多くなっていますが、「これまで利用していたサービスが利用できなかった」方も 11.7%おられる状況です。また、下の表で見ると、知的障がい者では、30.0%の方が「これまで利用していたサービスが利用できなかった」と回答しています。

続いて、権利擁護について見ていきます。44 ページをご覧ください。成年後見制度の認知度で、「よく知っている」「多少は知っている」を合わせると 35.6%で前回の 29.4%を上回る結果となりました。同じように、他の項目でも「よく知っている」「多少は知っている」を合わせると、障害者差別解消法の認知度は 22.4%（前回 17.5%）、合理的配慮の認知度は 17.3%（前回 13.1%）、障害者虐待防止法の認知度は 30.7%（前回 18.7%）となっており、全ての項目で前回と比較して増加しています。

続いて、今後の生活についての設問です。48 ページで、今後どのように暮らしたいかの間に対しては、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が 63.4%と最も多くなっています。これは、下の表の障がい種別で見ても同様の結果となりました。次の 49 ページにおいて、在宅で暮らす場合の必要とする支援としては、「在

宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が 42.1%と最も多く、次いで、「経済的な負担の軽減」が 41.7%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が 32.7%と多くなっています。下の表で障がい種別で見ると、身体障がい者で多いのは「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障がい者では「相談支援の充実」、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が多くなっています。

続いて、相談についての設問に移ります。52 ページをご覧ください。相談体制について、現在の状態で十分、現在の状態でほぼ十分を合わせると、55.6%と過半数となっています。また、次の 53 ページにおいて、相談支援体制への希望としては、「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」が 29.3%と最も多く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」が 23.2%と多くなっています。また、「同じ障がいのある相談員によるカウンセリング」については、前回と比べ 4.8 ポイントと最も増加しており、下の表では精神障がい者で 41.5%と最も多い項目となっています。

続きまして、安全・安心についての設問に移ります。61 ページをご覧ください。地震などの災害時に困ることは何か、との問に対しまして、「一人では避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が 31.2%と最も多くなっています。また、下の表の障がい種別で見ると、精神障がい者では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が最も多くなっています。62 ページをご覧ください。南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度については、「全く知らない」が 53.9%と最も多く、過半数となっています。特に精神障がい者では 78.0%の方が「全く知らない」状況となっています。また、63 ページの結果では、南丹市災害時要配慮者支援台帳には、12.0%の方が既に登録されており、42.7%の方が「登録したい」と回答しています。

続きまして、「南丹市障害者計画の実施状況について」ということで、南丹市の各種福祉施策への重要度と満足度について評価をしたものです。73 ページをご覧ください。右のページにあります各基本目標に掲げる事業項目ごとに評価がされていまして、縦軸が満足度、横軸が重要度を示しています。それぞれの平均値で真ん中に縦横に点線が入っておりますが、この右下に入るのが重要度が高いが不満を感じるゾーン、右上に入るものが重要度が高く、満足しているゾーン、左上が重要度が低く感じるが満足しているゾーン、左下が重要度が低いが不満を感じるゾーンとなっています。特に、右下に入っている⑬、⑱、⑫、⑲、⑥ですが、右の 74 ページで内容を確認しますと、⑥は雇用・就労の支援、⑫は精神保健福祉施策の推進、⑬は相談体制の充実、⑱はだれもが住みよいまちづくり、⑲はだれもが暮らしやすい居住環境づくり、となっており、これらが重要度は高いが不満を感じる施策に挙げられていることとなります。一方で、グラフの右上ゾーンの⑩の事業ですが、これは保健・サービスの充実の施策になりまして、健診の充実であったり、医療費助成制度の充実などに関する事業が重要度・満足度がともに著しく高い評価をされていることが伺えます。

次に、77 ページをご覧ください。自由記述で記載があったものですが、外出支援、経済的支援、就労支援、交流促進、サービスなどのすべての項目において、充実を求められる意見が多くありました。情報発信の強化については、もっとわかりやすく行き届いた広報をしてほしいとの意見がありました。また、親亡き後への家族の不安であったり、グループホームなど居住支援の充実を求めるご意見もありました。その他、79 ページでは感謝のお言葉であったり、前向きなご意見もいただいております。

それでは、資料7 ページに戻ってください。ご説明しました概要でのご意見を踏まえ、2. で計画策定に向けた課題を挙げています。乳幼児健診が発達障害の診断のきっかけとなっており、引き続き早期発見・早期対応への取組が重要。また、発達障害に関する相談先の充実も重要である。介護保険サービスを使っている方や医療的ケアを受けている方もいるため、介護・医療との連携を進めていくことが重要。また、医療的ケアについては、「ケアの対応ができる人」「ケアを受けられる場所」等の体制整備も必要である。ひとり暮らしの高齢者が約 15% となっており、見守り等の支援や取組を進めることが必要。経済状況に余裕がない方が約 37% となっており、経済的な支援も重要。一般就労を希望する方の割合が前回から増加しており、就労支援の充実が求められている。障がいに対する理解促進や働き方への配慮といった、働きやすい環境の整備についても進めていくことが重要である。保育・教育については、進路指導や自立支援への希望が高まっており、取組の推進が必要。障害福祉サービスについては、外出支援に不足・不満が多くなっている。また、新型コロナウイルスにより、これまで利用していたサービスが使えない状況もみられ、今後の整備推進が求められている。新型コロナウイルスの影響により、交流や外出機会の減少や精神的ストレスの増加がみられ、対応が必要。日常生活の中で差別や偏見を感じる方が約 33% となっている。成年後見制度や合理的配慮といった制度等の認知度は上がってきてはいるが、今後も権利擁護に関する周知・啓発の推進が必要である。今後の暮らし方として、在宅を希望する方が多く、在宅で暮らしていくための医療ケア等の充実が必要。相談する先がない方が少数ではあるものの、おられる中で相談体制の充実は重要な取組。市の広報紙をはじめとする情報発信の実施も含め、取組の推進が求められる。75 歳以上の介助者では、介助への疲れを感じる方が多くなっている。介助者に対する支援体制についても今後取り組んでいく必要がある。災害時に困ることとして、一人で避難できない方が約 31% となっており、避難時の支援が求められる。また、南丹市災害時要配慮者支援台帳について「全く知らない」方が約 54% と半数以上おられる中で、災害時の避難支援に関する取組の周知・発信や登録制度の充実が重要な取組である。外出する際に、階段や交通機関の不便さに困っている方やコミュニケーションに困っている方が多くなっている。介助者がいれば外出できるという方も約 30% おられるため外出支援の充実も重要な取組である。市の取組に関して「暮らしやすい居住環境づくり」「雇用・就労の支援」「精神保健福祉施策の推進」が満足度の低い項目となっているため、今後の取組について検



	<p>討・調整を行っていくことが必要。</p> <p>以上が、計画策定に向けた課題としてのまとめになります。国の方針とこれらのアンケート結果による課題を、次の計画にどう落とし込んでいくかについて、令和5年度の策定業務の中で、庁舎内の関係課、そして(株)ぎょうせいと検討を重ねまして、骨子案をはじめ、素案の作成に進んでいく予定です。</p> <p>続きまして、関係団体のアンケート調査のまとめに移らせていただきます。資料①-3をご覧ください。関係団体についても、市民アンケートと同時期に調査を行いまして、団体名無記名を含めると、計49団体からの回答をいただきました。多くのご意見をいただいた中で、アンケート調査からみた課題について、19ページ下段にまとめております。</p> <p>人員不足について、多くの団体から意見が挙がっています。人員不足によってサービス提供が出来ないことや、新規の利用者の受け入れが難しくなるという意見も見受けられました。また、障がいの多様化・重度化をはじめ、ひきこもりといった課題も顕在化し、課題の複雑化がみられます。対応する側としての負担も大きく、1人にかかるヘルパーの人員も多くなる状況で、人員不足により大きな影響となっているという意見もありました。移動支援に関しても、多くの団体が課題として挙げています。サービスを提供していても、その事業所まで行くことができず、利用できないという例もあります。相談支援の充実を求める意見も多く出ています。相談体制の充実の他、相談を受ける側の負担増に関する課題もあります。また、悩みを抱えている方へのアプローチも重要な視点として意見が挙がっています。多くの団体に対して、新型コロナウイルスによる影響が出ている状況です。感染拡大によるサービスの停止や活動の中止の他、感染対策を行うことによる他業務の圧迫、サービス利用が少なくなることによって営業継続が困難になるケースも見受けられ、多様な課題・影響が及ぼされています。取り組みを進めていく際に、連携していくことや情報共有していくことも重要視されており、今後の施策推進に向けた連携体制・協働体制の推進は重要な要素として意見が挙がっています。</p> <p>以上が、関係団体アンケートからみた課題でした。これらについても、次期障害者計画における南丹市の施策を検討する中で参考とさせていただき、策定業務に取り組んでまいります。以上、事務局の説明とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>今の事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。</p>
<p>A委員</p>	<p>たくさんのアンケートからの結果が出てきているので、それを計画に反映していただきたい。また1点、南丹市災害時要配慮者支援台帳について知っている人が半分くらいだという説明があった。半数しか知らないという状況に驚いたのであるが、この台帳の対象者と今回のアンケートの対象者の関係性はどうなっているのか。というのも、アンケート対象者全員が台帳の対象者でなければ、台帳の対象者だけでの認知度がわかると思うので、質問させていただいた。そこを認識しておくことが重要であると思う。</p>

事務局	アンケート調査の対象者全員が台帳の対象者ではない状況となっております。アンケートを送付する対象を抽出する際に、台帳への登録対象かどうかを加味した抽出は実施していませんので、アンケートにご回答いただいた方が台帳への登録対象かどうかをはっきりと区分することは難しく、そういった部分はわからない状況となっております。
A委員	この台帳の登録を行う福祉相談課では、対象者に対する周知や登録の支援等を行っているのか。
事務局	登録を行う際の支援や、支援制度に関する周知啓発を実施させていただいております。
A委員	その際に、台帳の対象者に関する認知度の状況をわかっていることは重要であると思われる。
榑ぎょうせい	アンケートでわかる属性について、例えば年齢の65歳以上であるとか、手帳のこの等級以上であるなどといった部分として、台帳の対象者を区分して、それに関する認知度を詳細に分析することは可能です。事務局の方と情報共有し、台帳の対象者の整理を行ってみたいと思います。
A委員	知らないという方に対して発信していくことは重要なことなので、考えていてほしい。
会長	他にご意見のある方はおられませんか。他にないようであれば、次の議題に移りたいと思います。その他の項目として、何かご意見のある方はおられますか。
A委員	当事者団体のひとつとして再度お願いしたいこととして、前回の会議でも申し上げたのですが、私たちの考えなどについて市や社協など公的機関に対し、協議会として提言をしていただきたい。次回の協議会にて提案を予定しているのでお願いしたい。 また、「南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク」の今年度の事業報告書における協議会からの報告として、「相談支援の量・質の確保が課題」と挙がっている。相談支援に関する質と量を確保し向上していくことは必要なこと。来年度に向けて検討されている具体的な施策や対策について教えていただきたい。
会長	計画相談支援者の質と量についてのご意見がありました。これについて、相談支援機関のB委員から現状のご報告をいただければと思います。
B委員	相談支援機関のBです。 いただいた意見に関して、まず相談支援の量についてですが、福祉現場で働く中、全国的にみても人手不足・人材不足の流れがあり、南丹市も同様に職員の確保が難しい状況となっております。直接支援できる人材が少なくなっているのにもかかわらず、サービスの量を増やしていくことになると、1人にかかる負担が増

加し、安全なサービス提供を続けていくことが厳しくなります。そういったサービス提供の負担が増大していくと、虐待案件にもつながる恐れもあります。

相談事業所というのは、隠さずお伝えさせていただくと、赤字部署。法人としても、現時点で赤字となっている状況で、新たな人材を相談事業にさく余裕はないのが現状です。国の方も、そういった状況に対する取組として、モニタリング期間（計画に関する調整を行う期間）を、これまでの期間の半分にする施策を打ち出しました。モニタリング期間を半分にすることによって請求が倍になり、事業所の赤字回復に繋げるとというのが、国の思惑であったと思います。確かに、数字的には請求として倍となったけれども、モニタリングを行う回数が単純に倍になり、仕事量の激増による負担の増加が大変厳しく、それによって新規を受ける余裕がなくなるほどとなっている状況です。

量の確保は経営部分との兼ね合いもあるので、増やしていくことは重要ではありますが、仕事量が大きく増加して1人が持つ仕事の濃度が上がることは、相談員を継続するモチベーションにもかかわってくるものです。今働いている方が辞てしまうと、また新たに雇わなければならず、一から教育をしていく必要もあり負担としてはまた大きくなります。そういった部分からも、仕事を継続してもらうことも考える必要があるので、そのあたりも難しい課題であると感じています。

続いて、質の確保に関する部分として、現在、市で開催されている2か月に1回の会議や研修など、スキルアップの場への参加をさせていただいています。また、ケースの共有や困りごとについて相談し合う場も設けており、各事業所や相談員が集まって、連携について研修内で意見交換も実施しているところです。

課題となっている部分は、サービス提供等を行う中で、相談員への要望・ニーズ・期待の高まりがあるところです。利用者さんも各種サービスの提供者としても、困ったことがあると相談員に相談するという現状があり、そういったものに対する対応はもちろんしていますけれども、相談員が疲弊している状況もあります。バーンアウト状態の相談員もいるかもしれないです。この3月は配置転換の時期でもありますが、相談員のスキルアップにはたくさんの時間がかかります。幅広い知識・調整力も必要な相談員は、サービスの全体を、取り組みの全体を知っていないと対応できない部分があり、求められるものが大変多岐にわたる職種のため、人材育成・質の向上にはさらに時間がかかります。研修してスキルアップに努めることはもちろん行っておりますが、難しい部分や大変な部分もあるということを知っていただければと思います。

質と量の確保については、両方ともしっかりと考えているのはもちろんですが、量については収入面と負担感の両方を含めて考えていく必要があること、質についても、相談員の人材育成の難しさがあることをご理解いただければありがたいです。マンパワーに関する課題は、相談支援事業所だけのものではないですし、南丹市だけの課題でもなく、福祉業界全体の課題です。他の期間との連携も図りつつ、今後とも取り組んでいければと思います。

会長	<p>ありがとうございます。相談支援員として活躍されておられる、C委員にもお話をお聞かせいただければと思います。</p>
C委員	<p>先程、B委員がおっしゃって下さったことがほぼその通りなのではございますが、私の方からも少しだけお話させていただければと思います。</p> <p>相談事業所は赤字部署であり、かなり厳しい状況にある事業です。そのため、新しい事業所が参入しにくい部分もあります。やはり、赤字になることが目に見えている中で参入される事業所というのはいない現状となっています。</p> <p>私の法人では、市の方から児童の相談を依頼いただくケースが多いのですが、南丹市では、相談にあたり、子育て発達支援センターとの連携もしっかりと図られておりまして、その子とその保護者がセルフケアで対応できそうなのか、それとも支援員が必要なのかといった把握もされています。そういった対応をしていただけることについては、大変感謝しておりますし、南丹市さんはよく見ていただいているなど日頃から感じております。</p> <p>先程、B委員からもお話がありましたが、私どもとしても新規の相談については、止めざるを得ない状況となっております、待ってもらっている状況です。そういった部分への対応については、市だけの課題とするのではなく、圏域での課題として、圏域全体でできることを考えていくということが大事なのではないかと思います。</p> <p>また、質的な問題としては、相談員はやはりスキルが必要なことや負担感を考えますと、嘱託や非常勤の方に相談員になっていただくことは難しい面があります。相談員には、いろんな業務を任せる形になり、知識としてもたくさん必要な業務です。新しく入った方、配属された方にすぐお仕事をお任せすることは難しいです。人材配置や配置転換については、本人のキャリアパスも含め、総合的に考えていくことが重要な視点となります。</p>
会長	<p>今のお二人のお話を聞いている中で、支援員の量の確保、そして、人を育てて相談に乗れる方を増やしていくことの重要性と大変さを認識しました。また、質に関しては、相談員の質を上げていくことだけでなく、連携してチームで支える形を取っていくことが重要であると感じました。一人で相談対応するのではなくたくさんの方で支援していく体制を、相談員を支えていく形を取って、相談者の相談に乗っていくことが重要であると思います。言葉でいうのは簡単ではありますが、各ケースへの対応に、それぞれの力を合わせてチームでの対応を取っていくことを意識して、相談していけるような体制を考えていければ。私もそのチームの一員として、対応していければと思います。</p>
A委員	<p>ありがとうございます。現状を聞かせていただいて、たくさんの情報を知れて良い機会となった。私も支援を受けている中で相談支援は大事なものだとも日頃から感じているところだったので。あわせて、市としての考えについてもお聞かせいただきたい。</p>

事務局	<p>南丹市の方では高齢者の施設の方でも同様に人手不足が課題となっている状況です。それに対し、令和4年の7月から、夜勤のケアについてご対応いただいている事業所・支援団体の方に就職いただいた場合、奨学金を借りておられる方について、返済金額のうちの月額1.5万円を上限に助成する制度を開始させていただきました。また、南丹市以外から就職していただいた方については、市内での住居の家賃について月額2万円を上限に助成を行う制度も実施させていただいており、人材を確保するための施策を進めている状況です。これらの施策については、年度途中から実施させていただいたものなので、今時点で利用されている方は0人ではありますが、引き続き施策の実施を進めていきたいと思っております。また、保育士についても同様の支援をさせていただいており、こちらについては、来年度からの雇用が決まっておられる方がいらっしゃる状況となっています。</p> <p>また、相談事業への支援に関しましても、花ノ木さんの方へは補助金での支援を実施しておりまして、国からの補助がない部分への補助として実施させていただいているところでございます。</p>
A委員	<p>一応説明いただいたのですが、現状として、二人の委員から相談員の確保が必要である、支援が必要であるという訴えがあったので、早急に相談支援員への支援策として具体的対策を進めていってほしいと思うがいかがか。</p>
事務局	<p>相談支援に関しまして、相談員の配置状況や受け持ち件数等について、相談員や相談支援事業所に対して調査を実施致しました。そして、その結果をもとにしまして、相談支援体制の意見交流の場を設けるといって形で事業所の方を回らせていただきました。</p> <p>調査の内容といたしまして、相談員は一人で対応されることが多く、相談員自身の相談を受けること、相談員をフォローアップする体制を構築することが難しい現状がありました。そのあたりもふまえて、基幹相談支援センターと共に、相談支援に関する会議を、年6回実施して、意見交換・交流の場とさせていただいている状況です。意見交換・交流の場にて個々のケースの共有を行うことと同時に、市の職員や基幹相談支援センターからスーパーバイズもさせていただいております。</p> <p>相談に関する質・量ともに大変厳しい状況ではありますが、南丹市は、基幹相談支援センターも含め、相談をすれば受けられるというような状態で、他の市町と比べても相談はしやすい状況と認識しております。亀岡市等、他の市町も厳しい状況で、圏域のネットワーク会議においても、3市町で同様の意見が出ている状況です。次年度に向けて、そういった課題についてはしっかりと協議していけるよう、課題があるという声をあげていきたいと思っております。</p> <p>また、専門員さんの育成に関しまして、国の条件が厳しくなっている現状がございまして、相談支援専門員の講習を受講する際の条件として、現任で業務している方だけが対象となっております。これまでは、今、相談員のお仕事をされていない方についても、受講はしていただけていたのですが、今はこれができない状</p>

	<p>態です。現場の人員確保の必要性や人を育てる必要性の増加と国の流れがかみ合っていないような状況もあります。相談支援の事業に関わる方に関しては、離職ができるだけないように、人が減らないように支援していくことも重要であると考えております。相談員を育てていくのは大変なことなので、そういった部分へも今後も引き続き取り組んでいければと思います。</p>
A委員	<p>要するに、現場は悲鳴を上げているということだと思ふんです。今委員の方からもお話があったように、現場での対応が大変だということだと思います。市だけでなく、圏域の方からも同様に、しっかりと支援をしていく必要があるのではないかと。そういう取り組みをしていってほしい。協議会としても、そういった施策を進めていくための提言をしていければよい。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。現状も施策として支援の方は進めさせていただいておりますし、今後も引き続き取り組んでいかせていただければと思います。それと合わせて、やはり人材不足等については、南丹市だけの課題ではなく、全国的な課題となっている状況がありますので、国への要望もしていただければと思います。団体としても、そういった動きをしていってもらえればありがたいです。市単独としては、やはり予算としても厳しい状況で、市単体でできることは限られてくるため、全国的な動きが必要となってくる部分もあると思います。</p>
A委員	<p>ありがとうございます。私としても、京都の方の会議にも参加しているので、その場でお伝えさせていただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。よろしく願いいたします。</p>
A委員	<p>就労の促進についてなのですが、前回の会議でもお話させていただきました、体験実習に関する意見です。雇用を前提とした雇用前実習も必要であると思いますが、それ以上に体験実習を進めていってほしい。この仕事に就いてみたい、この仕事をしてみたいと思った方が、企業で仕事を体験できるような取組を進めてほしい。この体験実習を多くの企業でできるようになってほしい。特に、障害者雇用促進法の対象企業には全ての企業でできるようにしていただきたい。それについて、意見や現状を聞かせていただければと思います。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。就労に関するものなので、D委員にお願いできますか。</p>
D委員	<p>障がいのある方の就労に関することといたしまして、私の方から現状の報告という形で話させていただければと思います。</p> <p>まず、現状として、この1年間で50名の方が一般就労されておられます。就労する際は、企業の方で実習を実施した後に、仕事が合っている、続けて働いていけそうだなと双方の確認をいただきつつ、雇用していただく流れとなります。</p>

	<p>す。これまでは、就労したいというニーズと、実習を行う回数が同じくらい均等であったのですが、最近では、実習件数が減っている傾向にあります。具体的には、実習件数が就労件数の半分くらいとなっている状況です。就労を希望する障がい者の方が、実習を希望されないケースが増えていることもありますし、企業側としても、実習という形ではなく、すぐに実践的に働いてほしいという希望もあります。企業側としても人手不足なので、即戦力というか、良い人がいればすぐにでも作業に入って欲しいという思いで、実習という形ではなく、雇用していく体制も増えております。また、企業側で実習受け入れができない状況にあるところもあり、実習にさける人手がなく、受け入れる体制が整わないので、実習受け入れが難しいという企業もおられる状況です。</p> <p>障がい者の就労については、マッチングの難しさ、定着の難しさもあるため、そういった部分への取組も重要です。国の方もその部分へは動きを見せており、就労アセスメントに関する取組が国で制度化していく流れも現在みられています。就労を希望する方に対し、アセスメントを実施することの制度化が進められている状況です。そういった部分も含め、ハローワークの方でも今後も引き続き斡旋を進めていかれるのだと思いますし、福祉的な要素を含めた就労支援が実施されていくことになるだろうと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。雇用に関するお話として、E委員からもお話してもらえるでしょうか。</p>
E委員	<p>確認させていただければと思うのですが、今のご意見は、雇用促進法に関するお話でしょうか。雇用率に関するご意見ということですか。</p>
A委員	<p>雇用率に関するものではなく、雇用を前提とした体験実習をもっと多くの企業で実施できるように進めていってほしいという意見です。障がい者が興味のある仕事に対して、やってみたいと思う仕事を体験させてほしい。そのための取組を進めてほしいという意見です。</p>
E委員	<p>わかりました。企業側の方で、そういった実習を受け入れることは難しいというのが現状であるかと思います。就労・雇用に先立ち、実習を行うよう、働きかけていくことはできますし、しておりますけれども、企業側、受け入れ側の対応が難しいと思います。今の状況として、雇用促進法に基づき、令和5年時点で2.3%の雇用率が企業側に求められています。令和6年以降も引き上げられ2.5%に、令和8年には2.7%まで引き上げられることとなっております。ですが、実際のところ、40人規模の事業所で障がい者雇用に向けた動きをすることは難しいところもあり、体験実習を受け入れるのも厳しい現状かと思います。雇用率が達成できない企業は、お金を納付する形で対応していくことにはなりますが、雇用率の達成に向けて、ハローワークも含め就労促進を図っていくことは今後もしっかりと行っていきますし、企業側としても実施していくことになると思います。雇用促進に向けた取組は、ハローワークとしての責務であると考えておりますの</p>

	で、今後も引き続き取組を進めて行く考えでございます。
会長	ありがとうございます。
A委員	<p>私たちとしては、体験を、チャレンジをさせてほしい、その思いです。やってみたい仕事、興味がある仕事を体験させてほしい。そのための体制を企業側としても整えていってほしいと思います。もちろん、企業への支援も重要であると思いますし、就労を希望する障がい者に対し、実習ができるところを紹介いただくことはできると思います。その際はお願いできればと思います。</p> <p>次に、市の委員会の市民への公開を求める意見です。権利擁護・成年後見センター運営委員会について、委員会ができて以来、個人に関する内容が含まれるため、個人情報の保護の観点から非公開として市民の傍聴さえ許されていません。この委員会は公的なセンターの運営に関わる内容の議論をする場であり、そもそも公開が当然の委員会です。さらに、市の公開に関する指針では一部非公開もできるとしているのに市の指針に反してはダメだと思います。しかも、議事録については後日一部分を除いて公表されているにもかかわらず、会議自体は非公開。これはおかしいのではないのでしょうか。現状として公開すべきことがされていない。この扱いは本当におかしいので対応をお願いしたいと思います。</p>
会長	今のご意見について、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	<p>こちらについては、所管が福祉相談課になる案件なので、本来、この協議会でお答えすべきものではないかと思いますが、わかる範囲でお答えしますと、運営委員会の協議内容については、個別具体の個人情報を含めて協議することを想定しており、個人情報を含む協議とそれ以外を区別することはできず、部分的に傍聴を可能とする取扱いが困難です。また、個別具体の個人情報を抜きに協議することは、十分な協議とならず、運営委員会の趣旨を損ねる恐れがあります。</p> <p>以上のことから会議を非公開としていますが、正式には、「南丹市審議会の会議の公開に関する指針」に基づいて、令和2年6月24日に行いました、第1回運営委員会で非公開と決定した経過がありますのでご理解いただきたいと思います。今後は、ご意見がある場合はこの協議会ではなく、所管している福祉相談課へお願いしたいと思います。</p>
A委員	福祉に関することなのに、自立支援協議会というこの場で話さないというのはおかしいと思います。実際に私自身、別の会議で傍聴した際に、ここからは非公開となりますので退席してください、という対応をされたこともあります。一部非公開とした形で、そのような、ここは聞けませんというような対応を取るということはできると思います。それなのに、この委員会ではそれは出来ないというのはおかしい。説明を求めます。



F委員	申し訳ないが、自立支援協議会として、権利擁護・成年後見センター運営委員会に関する議論を続けるのか確認させていただきたい。会長含め、この議論を行うのに、この場がふさわしいのかどうかというご判断をいただければと思います。
会長	権利擁護・成年後見センター運営委員会の方針として、非公開となされたとのことですので、この件について、自立支援協議会で審議していくことは難しいと思います。こういった意見が出たということは、担当所管の福祉相談課の方にも共有いただきまして、協議いただければと思います。事務局の方でそういった対応をしていただけますか。
事務局	承知いたしました。
会長	ありがとうございます。よろしく願いいたします。他にご意見はありませんか。
G委員	高齢化が進んでいくことで、高齢者への対応が難しくなる現状があると思います。65歳以上になってから精神障がいになることも、高齢者になってから障害者手帳が必要になる人もいると思います。しかし、以前、相談の事業所では65歳以上で障がい者になった方は、障がいの相談支援を受けられない、高齢の方の相談へ行くように対応されるということを知りました。また、高齢になってからも就労したいという思いを持つ方が障がい者施設で働きたいと思っても、働けないようになっているらしいです。今後も高齢化が進んでいく中でそういった問題は起こってくると思います。高齢になってから障がい者になった方の思いをどう受け止めていければ良いのか、教えていただければと思います。
会長	今のご意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	まず作業所については、65歳以上になってから障がい者になった方も利用は可能でございます。作業所は、障がいのある方のサービス利用の1つとなっており、工賃があるB型の就労支援と、通所していただくことで必要な介護・介助を提供する生活介護の2種類がございます。両方、使っていただくことは可能なのですが、後者の生活介護に関しましては、65歳以上の方は介護保険の通所支援を受けることもできますので、どちらを利用されるかは、ご本人様の選択になります。作業所の方も利用いただくことはできますので、65歳以上だから使えないというような状況はありませんので、お伝えさせていただきます。 また、おっしゃっていただいております相談支援は、地域活動支援センターのことかと思いますが、こちらは障がいのある方も含めて交流等を行う場所となっております。こちらにも年齢制限は設けておらず、65歳以上の方であっても問題なくご活用いただけるものとなっております。
G委員	ありがとうございます。65歳以上の障がいを持つ人も使用できるということで、説明していただきわかりました。

<p>会長</p>	<p>サービス利用については、選択もできるということで、個々のケースごとに対応が異なることもあるかと思いますが、その辺も含め、相談いただければと思います。他にご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、一旦ここまでとさせていただきます、今後、協議いただいた中を出していただいた意見等を踏まえて、計画策定業務を進めていただきたいと思います。本日の協議事項は以上となりますが、その他にご意見やご質問はございませんか。ないようですので、次回開催予定について、事務局より連絡をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の自立支援協議会の開催は、令和5年7月を予定しております。詳細が決まりましたら改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、来年3月までの任期となっておりますが、4月に各所属団体の異動で委員の変更が生じる場合は、恐れ入りますが役員選出の用紙を事務局までご提出ください。用紙が必要な場合は、協議会終了後にお渡しさせていただきますのでお声かけをお願いいたします。以上、事務局からの連絡事項とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。次回の協議会は7月予定ということでした。他に何もありませんので、本日の議事を終了いたします。ありがとうございます。</p>
<p>司会</p>	<p>委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして中井副会長よりごあいさつをいただきます。</p>
<p>副会長</p>	<p>失礼いたします。コロナが話題となっており、大変なときではございますが、ようやく個人の判断でマスク着用といった流れも出てきました。これからも、健康には十分にご配慮いただきまして、今後も前向きな議論ができることを願っています。本日はありがとうございます。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。</p>